

十日町市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請案内

1 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付とは

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっており、日常生活を営むのに支障のある者に対して、日常生活用具の給付を行っています。扶養義務者の収入に応じて費用の一部負担があります。

2 対象者

次のすべての要件に該当する方が対象です

- ・十日町市にお住まいの方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策の対象とならない方
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない方
- ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方

3 用具の種類（別表1）

便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）・パルスオキシメーター・ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）・人工鼻
※紫外線カットクリーム、ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）及び人工鼻を除き、同一年度内の申請は出来ません。但し、給付した用具と同一の用具の再交付は、修理不能等により用具の使用が困難となった場合に認めます。

4 申請方法

（1）申請できる方

用具の給付を希望する対象者で、未購入の方

※業者への発注後、又は購入後で支払い済みの場合は、対象となりませんのでご注意ください。

（2）必要書類

- ① 十日町市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
- ② 同意書（所得確認用）
- ③ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ④ 十日町市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付意見書
- ⑤ 給付を受けようとする日常生活用具の見積書
- ⑥ 印鑑

（3）申請場所

十日町市役所 福祉課 障がい福祉係 市役所1階⑦番窓口

電話：025-757-3782

5 給付までの流れ

- ① 医療機関を受診し、日常生活用具給付意見書の作成を依頼し受け取る。
- ② 希望する用具を取り扱う業者へ見積書の作成を依頼し受け取る。
- ③ 必要書類を揃えて、受付窓口へ申請をする。
- ④ 給付が決定されたら、次の通知書を申請者に送付します。送付までに2～3週間かかります。
 - ・十日町市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書
 - ・十日町市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(※給付が行われない場合は、却下決定通知書を送付します。)
- ⑤ 給付券が届いたら、当該用具を取り扱う業者に用具を発注してください。
- ⑥ 取扱業者から用具を納入してもらった際に、次のようにしてください。
 - ・給付券を取扱業者にお渡しください。(申請者の受領印の押印が必要になります。)
 - ・自己負担がかかる方は自己負担金を業者にお渡しください。

6 自己負担額について(別表2)

申請者は、収入の状況に応じて、別表2の階層区分に規定する一部負担が必要です。

自己負担額は、「十日町市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券」を添えて、用具を給付する業者にお支払ください。

7 給付した用具の管理

支給を受けた、用具は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することなく有効に活用してください。不正な使用がわかった場合は返金等の対応をさせていただきます。

